

# 令和 4 年度

## 第 2 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 4 年 5 月 6 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 4 時 3 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（6 月 1 日公告）の決定  
及び農用地利用配分計画原案の承認について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹		○
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	松島 寛治		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美		○	出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任主事	藤原 直人		○
出張所長	森田 一徳		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加		○	出張所長	坂口 登		○
				主任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	佐々木 敏也		○	出張所長	亀山 慎也		○
主任	仲田 順一	○		主任	光永 稔彦	○	

係長	<p>ただ今より、令和4年度第2回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は20番の島津委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は23名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。11番宮崎委員さん、12番竹森委員さん、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号1から11の11件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様よりご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
1番植木委員	<p>譲受人の年齢について今まで説明資料にも載せてていなかったが、譲受人として経営ができるかできないかの判断に必要ではないか。</p>
3番堀江委員	<p>年齢も関係あるが、例えば譲受人が90歳でも譲受人に家族がいて条件を満たしていることもあります。</p>
事務局員 (本庁)	<p>今まで記載しておりませんでしたが、判断するのに必要とのことであれば次回から年齢も記載するようにいたします。</p>
議長	<p>説明資料には色々な表示の仕方があって今のような形になっておりますが、年齢について次回から記載をお願いします。</p> <p>家族の状況等は担当の農業委員さんがよくご存じだと思いますので、もし質問があった場合は説明を付け加えていただければと思います。</p>

議長	他にございませんか。
9番森兼委員	受付番号7について、畠は管理できると思うが田も1週間に1回程度でできるのか。地元で分かる方がいたら説明してもらいたい。
17番金本委員	見に行ったら水張りがされていてこまめに帰ってきていらっしゃるようでした。実際に作業している現場は見ていませんが、作業は進んでいました。
議長	他にご質問等ございませんか。
	(なしという声)
議長	それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。 「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号1から11の11件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。
	(なしという声)
議長	それでは受付番号1から11の11件について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(6月1日公告)の決定」について上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局員 (本庁)	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和4年4月期の申し込み分については、「令和4年6月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 今回は利用権設定(一般分)が合計34件 127,143m <sup>2</sup> 、利用権設定(農地中間管理事業分)が合計2件 13,329m <sup>2</sup> となっております。 以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。
議長	以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。 皆様の方から何かご質疑・ご意見等ございますか。

	(なしという声)
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>採決の前に「農業委員会等に関する法律」により議事参与の制限を受けることとなる、9番森兼委員さん、14番藤原委員さんはご退席をお願いいたします。</p>
	(該当委員退席)
議長	<p>「農用地利用集積計画の決定」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。それではお戻りください。</p>
	(該当委員着席)
議長	<p>続きまして、先ほどの議案に関連しております「農用地利用配分計画原案の承認」について上程いたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条により本市農業振興課から本市農業委員会に対して計画原案への意見を求められております。</p> <p>内容は、先ほどご承認いただいた利用権設定(農地中間管理事業分)に関するものが2件です。</p> <p>利用集積計画に挙げられていた2件 13,329 m<sup>2</sup>について、上原町の 4,747 m<sup>2</sup>を○○様へ、口和町宮内の 8,582 m<sup>2</sup>を○○様へ配分する計画となっております。</p> <p>以上の配分計画原案は、この農業委員会の承認後、広島県知事が認可し公示されます。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様からご質問・ご意見等はございますか。</p>
	(なしという声)
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用配分計画原案の承認」について提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、承認されました。</p>

議長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について上程いたします。 受付番号1・2の2件について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局員 (本庁)	<p>受付番号1</p> <p>位置等：説明資料の5・6ページに記載</p> <p>転用事由：タイニーハウス、モデルルーム展示場、駐車場</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：特になし</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：除外済み</p> <p>その他：第1種農地の不許可の例外規定に該当</p> <p>(議案説明資料にて、第1種農地の不許可の例外に該当すること、代替地がなかったこと、現在の状況について詳しく説明)</p> <p>受付番号2</p> <p>位置等：説明資料の5・16ページに記載</p> <p>転用事由：太陽光発電設備</p> <p>資金計画：全額自己資金</p> <p>他 法 令：再生可能エネルギー発電事業計画認定済み</p> <p>周辺影響：影響ないと確認</p> <p>除外手続：区域外(都市計画区域の用途地域)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご質疑・ご意見はございますか。</p>
8番財閥委員	受付番号1に関連して、第1種農地で不許可の例外に該当するときは資料としてこういう理由で該当しますというのを付けてほしい。
事務局員 (本庁)	今回のように長い説明になるときは次回からは資料を添付して説明できるようにさせていただきます
4番木村委員	<p>受付番号1について、現場の写真を見ると木も大きいし第1種農地として適正に管理されてなかったといえる。</p> <p>基盤整備されたのだろうけど、面積から見るとどうなのかというくらい小さいし、こういった第1種農地と格付けされながら農地として利用できるか怪しい農地というのは、こ</p>

	<p>こに限らずかなりあると想像できる。</p> <p>今回のような転用も有効活用の方法としていいのでは。第1種農地と格付けされている場所でも農地として活用することに縛られるのではなく、今回のように自然と調和したものを作るというのも1つのやり方かなと思う。</p> <p>今回の案件は売買ではなく贈与とあるが、譲渡人と譲受人に何か関係があるのか。</p>
2番原田委員	<p>農地として活用できるかというと現状を見たら9割方不可能だと思う。地形的にも南が裏山で日当たりも悪く、水も湧いて出るし、面積も小さいし、ということで誰も借り受けれる人なんていないような現状である。</p>
事務局員 (本庁)	<p>建築会社の先代の社長さんと所有者の旦那さんとの間で昔に売買の話をされたということは聞いておりますが、特に親戚関係はないです。</p>
議長	<p>この案件は農振除外の際に色々と意見が出た案件だが除外の経緯を教えてほしい。</p>
事務局員 (本庁)	<p>除外を慎重に判断してくださいという意見のとりまとめだったかと思います。</p> <p>昨年の意見聴取の回答として、その意見を付しまして市のほうへ回答を返しております。その後、市と県との調整、もしくはその中の農業委員会事務局の聞き取り等もございましたけども、結果としては、農振除外の5要件を満たしたということの判断で、除外になりました。</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律の第13条第2項の5要件により除外することができるというふうに定められております。</p> <p>1つ目の要件として農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと。</p> <p>2つ目の要件として、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>3つ目の要件として、担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>4つ目の要件として、土地改良施設等の有する機能に支障を及ぼす恐れがないこと。</p> <p>5つ目の要件として、土地改良事業等など完了した年度の翌年度から起算して、8年を経過していること。</p> <p>以上が5要件ということになっております。これらを全て満たす場合に除外するということになっております。</p>
議長	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p>

議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第5条の規定による許可申請」について、受付番号1から2の2件を一括で採決してもよろしいでしょうか。</p> <p>(はいという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号1から2の2件について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第4号「非農地証明申請について」を上程いたします。</p> <p>受付番号1から12の12件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号1</p> <p>位置等：説明資料5・22ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成3年に申請者の父が亡くなり、耕作を放棄し現在は原野となっている。</p> <p>現地確認：現地は、小さな区画がだんだんと下がっていく土地で笹・低木が繁茂する状態であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号2</p> <p>位置等：説明資料5・23ページに記載</p> <p>潰廃事由：前所有者は、市外に転出し農地として管理が難しくなり花木等を植え付けにより環境を維持していたが、高齢により管理ができなくなり令和元年に贈与を受けた。引継ぎ花木等の下草刈り管理と一部農地復旧を試み立木の伐採等を取り組んだが、根株等の撤去は難しく農地への復旧を諦め花木等の植え付けによる環境整備を図る。</p> <p>現地確認：現地は小さな区画が段々と下っている土地で、一部には木の根が残ったり、樹木が生えていたりと原野の状態であり、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>受付番号3</p> <p>位置等：説明資料5・24ページに記載</p> <p>潰廃事由：昭和63年に耕作しなくなりし、そのまま放置していたところ竹藪となり現在に至る。</p> <p>現地確認：現地は竹や低木が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>

事務局員 (東城出張所)	<p>受付番号 4</p> <p>位置等：説明資料 25・26 ページに記載</p> <p>漬廃事由：申請者の祖父が宅地を建築し、現在も宅地として利用している。</p> <p>現地確認：現地は建物が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり。</p>
	<p>受付番号 5</p> <p>位置等：説明資料 25・27 ページに記載</p> <p>漬廃事由：昭和 40 年代以前より公衆用道路となっている。</p> <p>現地確認：現地は舗装まではされていないが踏み固められ公衆用道路として利用されているため、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
	<p>受付番号 6</p> <p>位置等：説明資料 25・28 ページに記載</p> <p>漬廃事由：平成 26 年頃から高齢のため農地が管理できなくなり、原野化している。</p> <p>現地確認：現地は草木が生い茂っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
	<p>受付番号 7</p> <p>位置等：説明資料 25・29 ページに記載</p> <p>漬廃事由：高齢のため平成 27 年頃から耕作をすることができず、原野化し現在に至る。</p> <p>現地確認：現地は草木や竹が生い茂っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (口和出張所)	<p>受付番号 8</p> <p>位置等：説明資料 30・31 ページに記載</p> <p>漬廃事由：申請者の夫の父が無断で家屋敷地、また道路敷地として転用してしまった。</p> <p>現地確認：現地は家屋敷地、道路敷地として利用されており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり。</p>

	<p>受付番号 10</p> <p>位置等：説明資料 32・34 ページに記載</p> <p>漬廃事由：○○番は平成 10 年頃から居宅を建て居住している。</p> <p>○○番、●●番は昭和 50 年頃まで耕作していたが、機械が通るような道がないため耕作放棄し、現在は山林となっている。</p> <p>現地確認：○○番は宅地が建ち、●●番、○○番は山林化しており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
事務局員 (総領出張所)	<p>受付番号 11</p> <p>位置等：説明資料 32・35 ページに記載</p> <p>漬廃事由：○○番、○○番、○○番、○○番は機械が通る道がないため昭和 47 年頃から耕作を放棄し、山林化している。</p> <p>○○番、○○番、○○番、○○番は山中にあり耕作が不便なため、昭和 37 年頃から耕作を放棄し、山林化している。</p> <p>○○番、○○番は昭和 47 年頃に牛舎と農機具小屋として建築したが、廃業し現在は物置小屋として利用している。</p> <p>18 番 4 は道路の拡張の際に県へ提供したが所有権移転登記がされず、そのまま公衆用道路として利用している。</p> <p>現地確認：○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番、○○番は山林化し、○○番、○○番は小屋が建ち、○○番は公衆用道路となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
議長	<p>受付番号 12</p> <p>位置等：説明資料 37・38 ページに記載</p> <p>漬廃事由：以前の所有者から耕作放棄されている。</p> <p>現地確認：現地は雑木や雑草が繁茂し、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様よりご質疑・ご意見等を受け付けます。何かございますか。</p>
10 番前田委員	受付番号 12 について、資料 38 ページの地図に「用悪水路」とあるが、これは水路の名前なのか、それとも水の便利が悪いという意味なのか。
事務局員 (総領出張所)	登記簿のとおりに記載いたしました。 現地は排水路として利用されております。

10番前田委員	水路に地番が付いているということか。
事務局員 (総領出張所)	はい。その通りです。
5番三吉委員	水路に地番が付いているということは土地改良事業で整備した一帯ということか。 通常赤線、青線には地番が付かないから、水路に地番が付くということは個人の水路か、または土地改良事業で作った水路かになるのが一般的なのだが、これはどうか。
事務局員 (本庁)	用悪水路という地目は存在します。現状は排水路になっていない場合もあるようですが、昔の公図に用悪水路と残っている場合に地籍調査で整理される場合があります。 圃場整備地ではないこと、水路に地番が付してあり登記簿は用悪水路になっていることは確かです。
1番植木委員	受付番号3について、申請人の名前は●●さんではないか。
事務局員 (本庁)	すみません。おっしゃられたとおり●●さんでございました。 現在議案の方に○○さんとしてしておりますが●●さんの間違いです。訂正をお願いいたします。
議長	他にございませんか。
5番三吉委員	受付番号12について、資料38ページの地図を見る限り周りは田になっている。 現場的には復旧が難しいという判断なのだろうが、周りが農地として使われているなら一体的に農地として維持できないか努力する必要がある。 周りは田として使われているのか、一部虫食いのような形になっても現場的に復旧よりは非農地というように判断した方がよいのか教えてほしい。
事務局員 (総領出張所)	現状は雑木が繁茂して原野となっており復旧は難しいかと思います。 周りについては現況も田で適正に管理されております。
1番植木委員	周りは農地として利用されているが、申請地の2つの地番の現状は両方とも同じように原野になっており、仕方がないなという判断で非農地と確認している。
議長	その後の利用計画は聞いているか。

1番植木委員	利用計画は特に聞いていない。太陽光もあり得るかと思う。
議長	他にご質問等ございませんか。  (なしという声)
議長	ないようすで採決に移らせていただきます。 「非農地証明申請」について受付番号1から12の12件を一括で採決をしたいと思いま すが、よろしいですか。  (はいという声)
議長	それでは、受付番号1から12の12件について申請の通り証明することに賛成の委員の 挙手を求めます。 挙手全員、決定されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月12日 新任推進委員へ委嘱状交付、比和ブロック会議</li> <li>・18日 農業会議総会、常設審議会</li> <li>・20日 女性協議会 三役会議</li> <li>・25日 農業委員会 三役会議</li> <li>・26日 安芸高田市に女性委員登用要請へ について報告を行った。</li> </ul>
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回役員会</li> <li>・庄原市政に対する意見書の回答</li> <li>・農業委員会による最適化活動の推進等</li> <li>・今後の主な日程</li> </ul> について報告を行った。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度最適化活動の目標の設定等</li><li>・令和4年度庄原市農業委員会年間事業計画</li></ul> <p>について協議を行った。</p>
議長	皆様から他に何かございますか。  (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第2回農業委員会総会を閉会といたします。(午後4時3分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年5月6日

議長

(道下 和子) \_\_\_\_\_

11番委員

(宮崎 譲) \_\_\_\_\_

12番委員

(竹森 達) \_\_\_\_\_